

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

私は、厚生労働委員会に所属をしております、年金法案中心にかかわってまいりまして、こちらの委員会に十分来られないこともございまして、本日が初質問なんですけれども、これから一生懸命やろうと思ったところでもう終わりだよというふうな状況もあるようでございまして、若干寂しい思いもいたしておりますけれども。

そもそもこちらで列席させていただきましたゆえんは、厚生労働委員のメンバーも国民保護法制にかかわるべきだと、そういう見地からかかわるべきだと、こういうふうな御意向をいただいて、森さんと私がそういう形で入らせていただいたということでございまして、後ればせながらその見地からも質問したいと思うんですが、こうやって坂口大臣にお会いしますと、つい年金のことでも聞いてしまいそうになるわけでございますけれども、それが今日の本意ではございませんけれども、まあ昨日今日のことでございますので、ちょっとだけ、恐縮でございますけれども、やはり例の少子化の問題で、一・二九の合計特殊出生率の問題でございます。

大臣御自身も大変立腹されているというふうにもお聞きしておるわけでございますけれども、簡単で結構なんですけれども、大臣にも十分連絡がなかったというか、説明なかったということなんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 余り内々の話を言っても駄目なんです、私が申し上げておりますのは、国会において私が答弁をいたしますときに、まだこれは決定いたしませんというふうに国会で私が御答弁を申し上げ、私のところに中間報告もないままに、マスコミの方から、いや、あした出しますからという話を聞いて、それはないでしょうと。それは私自身、大臣どうのこの話ではなくて、それは国会軽視の話につながってくると。それで、それは私としては許すことができないということで私は怒っているわけでございます。

しかし、これは内々のことでございますから、私の、すべて責任は私でございますので、おわびを申し上げなければならないというふうに思っております。

○辻泰弘君 そのことをたくさん聞くことが本意じゃありませんけれども、いつも役所の体質のこういうのがあって、隠ぺい体質、また大臣をもすつ飛ばすほどの、前は大臣が、私もたらい回しにされますというふうなお話も伺ったわけなんですけれども、やはり行政の在り方として、やはりしっかりとこういうことも含めて、政治の立場から、大臣のお立場からもしっかりとしかるべく対処していただきたい。しかるべくするというお話もあるようでございますけれども、その点は今後も、社会保険庁の在り方等もございましたけれども、しっかりとお取り組みいただくように申し上げておきたいと思っております。

それでもう一点だけ、結果として一・二九ということで、十四年一月の将来推計人口ができて二年半たつわけなんですけれども、あの時点での十五年は一・三二だったと。それが一・二九なわけですね、中位推計なんですけれども。低位推計は一・二七だったわけですね。ですから、どちらかといえば中位と低位の間よりちょっと低位に近いというところに来ているようなことになるかと思うんです。

それで、一言、一つだけお聞きしたいことは、そういうようなことで先般通ってしまった年金改革法案なるもの、これについて、やはり前提条件が大きく揺らいでいるというふうに思わざるを得ないわけです。すぐに変えようということにはならないんでしょうけれども、お立場からすれば、しかし、少なくとも、五年に一回の国勢調査に基づく次回、十九年一月の将来推計人口が出るんでしょうけれども、その過程において、その中で大きく変わってくれば当然見直しはしかるべきだと思うんですけれども、その点については御見解はいかがでしょう。

○国務大臣（坂口力君） この年金制度というのはいろいろの前提の上に成り立っております。その中の一つの大きな前提は、この合計特殊出生率が今後どうなるかということでございます。そういう前提の上に計算をいたしておりますから、この前提が例えば数年なら数年の間にどういうふうに変化をするかということによりましては、それはいろいろの計算を検討しなければならないことにもなるというふうに思っております。しかし、この一年だけでそれをどうこうするという段階ではないというふうに今思っているところでございます。

○辻泰弘君 今日はこのことを議論する場ではございませんのであれですけれども、やはりそういったものをしっかりとベースを踏まえて時宜に応じて対応していただくということは当然必要だと思いますので、そのことを改めて申し上げておきたいと思えます。

そこで、国民保護法案、法制についてでございますけれども、正に国民生活を、厚生行政、労働行政通じてかなり広範にわたって国民生活を預かっておられるお立場からする、厚生労働大臣のお立場からするこの国民保護法制についての必要性というものについてどのように御認識か、簡単に御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） この国民保護法案につきましては、武力攻撃から国民の生命あるいは身体等を保護するために国として万全の体制を整備をして国民を保護をしていく、生命を守っていくというその措置を的確に、そしてまた迅速に進めていくということが目的であろうというふうに思っております。

そうした中で、都道府県知事によります救援の実施、それに対してどう対応していくか、それから保健衛生の確保ということでどうしていくか、あるいは水の安定的な供給ということでどうしていくかといったようなことが厚生労働省の担当として大きな項目になってくるというふうに考えておまして、これらの分野におきまして綿密な計画を立てていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 以下、具体的なことについてお伺いしたいと思うんですけれども、まず九十一条の関連でございますけれども、ここは外国医療関係者による医療提供の許可というところでございます。法律はもちろん承知しているんですけれども、分かりやすく言った場合、言って、いかなる場合にその外国医療関係者を受け入れるのかということについて御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） 武力紛争等が起きましたときに大量の傷病者あるいは死傷者というものが出ましたときに一体どう対応をするか。とりわけ傷病者が非常にたくさん出ましたときに国内におきます医療従事者、しかもある局地的にそれが起こることになりますと、そこに皆が集合して、そしてそこで対応をするというのが第一段階でございますけれども、しかしその中でも特別な、特殊ないわゆる生命を脅かすような物質が使われるといったようなことになりましたときに、国内だけで対応できないといったことも起こり得るわけでございます。そうしたときに、外国の皆さん方からお申出がありましたときにそれをお受けをするということになるだろうというふうに思っております。治療に特殊な知見を要するといったようなことがその中の大きな項目になろうかというふうに思っております。

そのときに、外国政府からの申出を受けて外国治療関係者に許可をすると申しますか、じゃ、お願いしますというふうに言いますときには、その受入先となります地域の、公共団体の実情というものをよく加味をいたしまして、従事する地域でありますとか、あるいはまた業務の内容というものを指定をするといったようなことは必要ではないかというふうに思っております。

○辻泰弘君 外国医療関係者の方が来てくださったときにどういうことをしていただけるのかという部分が具体的なイメージが十分持てませんで、そこをちょっと御説明いただきたいと思うんです。

外国医療関係者が協力する際の具体的な医療提供の姿とイメージというものについてどんなことを考えていらっしゃるのか、御説明いただければと思います。

○国務大臣（坂口力君） 先ほど申しましたように、非常に多数の傷病者が発生をする、あるいはまた生物化学兵器などが使用されまして治療に特殊な知見を要するといったようなときをお願いをすることになるというふうに思いますが、しかし、日本におきます地震等の災害におきましても、神戸等の場合にもそうでもございましたが、外国から来ていただいて、そしてその皆さん方にいろいろお願いをしましたときに、現場で国民の皆さん方になかなか言葉が通じないとか、いろいろのことが起こったりもいたしました。したがって、外国から来ていただきますそういう支援チームをお願いをいたしますと同時に、それが現場での確に行われるように、治療が現場に的確に行われるような体制というものも必要ではないかというふうに思っております。

そのやっいただきます内容につきましては、そのときそのときの状況によってそれは違うというふうに思いますが、例えば生物化学兵器等の問題でありましたら、その種類によって多様な変化がございますし、その多様な変化に合わせてそれはお願いを申し上げるということになってくるのではないかというふうに思います。

御質問いただきました趣旨が私が違っておりましたら御指摘をいただきたいと。

○辻泰弘君 端的に言えば、例えば病院とかでお手伝いいただくとか、そういうふうなことだったら分かりやすいわけですがけれども、何か特別に何か別の形があるのかということなんですけれども。すなわち指揮系統とか、そういうことに係ってくるのかと思うものですから。

○国務大臣（坂口力君） もちろん、病院等がそこに存在をいたしますとき、あるいはまたその病院の中でお手伝いをいただくというようにすることができる態勢であれば、まず優先的にそういうことになるだろうというふうに思っております。

そういう場合でない場合、例えば大きい病院も存在をしないというような地域で事が起こりましたときに一体どうするかといったことも考えておかなければなりませんので、そのときにはそのお手伝いをいただく皆さん方の御判断に任せて治療をしていただかなければならないということもあり得るというふうに思っております。そうしたときにどういうふうに対応するかということも考えておかなければならないというふうに思っております。

○辻泰弘君 次に、九十二条の方の外国医薬品等の輸入の許可のことについてお伺いしたいと思います。

時間もございませんので御説明はいただかないままにして、要は未承認薬を使用できるようにすると、そういうことの趣旨だというふうに理解するわけですがけれども、やはりそれは一つ考え方として分かるんですけれども、そうであれば、この法律が通って以降、未承認薬というか外国の医薬品ですね、それはやはり常時調べて、どういう効能があり、どこに在庫があるとか、そういうものはやっぱり調べておいて、やはり備えておかなきゃいけないと。

また同時に、そのことは、この対応とはまた別に、医学的見地からも、日本には未承認であるけれども、外の、外国にいい薬があれば使ったらいいんだということになるわけですが、いずれにいたしましても、外国にある薬をしっかりと調査し、分析し、ある意味で把握しておくということは大事だと思うんですけれども、それに向けての方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） その点は御指摘をいただいたとおりでというふうに思っております。

したがって、日本の国の中で承認をされていない、しかし諸外国におきましては通常使われておりますようなものにつきましては、リストアップをして、そしていざというときをお願いをするということをやはりしなければならぬというふうに思っております。

できる限り、諸外国で使われております薬につきましては、ふだんから日本の国の中におきましてもそれが使用できるような体制を作り上げていかなければならないということも前提として

あろうかというふうに思いますが、今御指摘いただきましたことはそのとおりでありまして、平素から準備を進めていきたいというふうに思います。

○辻泰弘君 次に、百二十二条についてでございます。

これは、埋葬及び火葬の特例ということございまして、時間もございませぬのでまとめてお伺いしたいと思いますけれども、ここでは、墓地、埋葬等に関する法律の五条、十四条の規定の手續の特例ということの規定しているわけでございますけれども、どういう方針で、いつもの墓地、埋葬、火葬のときの手續を省略するとか、せざるを得ないと、そういうようなことになってきて、わけですけれども、しかしそうは言っても、やはり公的な何らかの形のものがないかと思ふわけですが、その部分について簡単に御説明いただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 多数の死者が一度に発生をいたしましたときに、埋葬又は火葬に關します通常の手續を行うことが困難であるという場合がございます。そのときには、厚生労働大臣がその適用期間及び適用地域を定めるということが一つ。

それからもう一つは、死亡届を本来ならばその市町村に出すわけでございますが、その市町村と申しますか居住する市町村に出すわけでございますが、いわゆる居住している市町村以外の市町村長でも埋葬あるいは火葬の許可を行うことができるというふうにするのが一つでございます。

さらに、多数の死者が出ましたような場合におきましては、墓地又は火葬場の管理者が埋葬又は火葬の許可証の提出を受けなくても、死体検案書等で死亡の事実が確認できれば埋葬又は火葬を行うことができるというようなことで、段階を決めて行い、行うようにしておるところでございます。

○辻泰弘君 時間限られておりますので、次に移らせていただきます。

九十三条について井上大臣にお伺いしておきたいと思ふんです。

この条項は海外からの支援の受入れということございまして、災害対策基本法にもかかわってくる、準拠しているのかもしれませんが、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときには、必要な措置を政令で対応できると、こういうふうになっているわけです。

ですから、本当は立法する、あるいは法改正が必要だということをもある意味で飛ばして、飛ばしてといいますか変えて、政令でやれるよというふうになっているわけですね。そういう理解でよろしいですね。

○国務大臣（井上喜一君） はい。基本的にはそのような理解で結構だと思います。

○辻泰弘君 それについては、もちろんそういう状況になったらそういうこともあり得ると思ふんですけれども、立法権の侵害という議論もあり得るかと思ふんです。災害対策基本法のときでございましたか、そういう議論もあったように思ふんですが、今回の立法の過程でそのことの議論といいますか指摘については、どういうふうな検討をされた結果、こういうふうになっているのでしょうか。

○国務大臣（井上喜一君） 憲法で国民の権利や義務に關することはこれは法律で定めるということになっておりますので、委員御指摘のとおり、政令で定めるというのはその例外になるわけでありまして、あくまでその例外措置というのはもう最小必要限度のものじゃないといかぬということはおもう当然のことだと思ふんです。

そもそもこういった規定を置きます原因になりましたのが阪神・淡路の大震災なんですね。こういう緊急政令ができなかったということで海外からの支援も受けられなかったと、こういうことございまして、そういう経験を踏まえまして、災害対策基本法で、海外からの支援を緊急に

受け入れる必要がありますときに内閣が緊急政令を制定をして海外からの支援の受入れを実施できるような法律の改正がされたところでございます。

この国民保護法案におきましても同様の考え方でこの規定を置いたものでございまして、今、坂口大臣御答弁になりましたけれども、予想できるといいますか、それにつきましてはそれぞれの規定を置きまして例外的な措置をするようにしておりますけれども、どうも何が起こるか分からないという状況が実はあるわけございまして、そういう場合に、国会がどうしてもやっぱり立法措置を取るいとまがないような場合には法律の委任によりまして特例としてこの緊急政令を制定させていただきたいと、こういうことございまして、極めて制限的に考えているものでございます。

○辻泰弘君 その政令で対応した後、後に法律的な対応をするということは想定されるのでしょうか。

○国務大臣（井上喜一君） これは、もとより立法権というのは立法府にのみ帰属するものでございますので、仮にこのような、政令も非常に制限的でございます、著しく大規模な武力攻撃の災害が発生しているとか、あるいは海外からの支援の受入れができないということとか、あるいは国会が閉会中又は衆議院が解散中であってなかなか臨時会の召集ができないときとか、あるいは参議院の緊急集会ができないと、こういう場合に限るわけございまして、仮にこういうような緊急政令が出ますと、後、臨時会が召集をされたりあるいは参議院の緊急集会ありました場合に、そこでの承認を得ないといけないということでございまして、これにつきましても期限を二十日とか十日というふうに切りましてこの緊急政令の制定権をお認めさせていただきたいという規定を実は入れているわけでございます。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、もっと質問したいところでございますが、これにて失礼いたします。ありがとうございました。